

# ＜協力金の算定方法の概要＞

## 大規模施設運営事業者

①の方法により算定します。一定の要件に該当する場合、②、③、④の方法で算定した額を追加することができます。  
※要請対象の大規模施設であることが前提です。

### ①自己利用部分

**自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円×時短率×時短日数**

※1,000㎡を1単位とし、1単位未満は切捨てとします。(例：2,345㎡→2,000㎡)  
※自己利用部分面積の合計が1,000㎡未満の場合は1,000㎡とみなします。但し、自己利用部分面積が0㎡の場合は、自己利用部分に係る協力金の支給は受けられません。

### ②テナント事業者等の把握管理分

**施設内のテナント等の店舗数×2千円×時短率×時短日数**

※「協力金の支給対象となるテナント事業者が運営する店舗」及び「特定百貨店店舗」を10店舗以上有する大規模施設に限ります。  
※同一事業者が同一施設内で複数店舗を営んでいる場合は、複数の店舗として数えます。

### ③特定百貨店店舗分

**特定百貨店店舗数×2万円×時短率×時短日数**

※特定百貨店店舗を有する大規模施設に限ります。  
※同一事業者が同一施設内で複数店舗を営んでいる場合は、複数の店舗として数えます。

### ④映画館運営事業者

**常設スクリーン数×2万円×時短率×時短日数**

※映画館である大規模施設に限ります。  
※この場合の時短率とは、要請期間中、「時短営業により上映できなくなった映画の回数÷本来上映する予定であった映画の回数」をいいます。

## テナント事業者等

①又は②の方法により算定します。  
※要請対象かつ要請にに応じていただいた大規模施設内に入居するテナント事業者であることが前提です。

### ①テナント事業者

**店舗面積100㎡毎に2万円×時短率×時短日数**

※100㎡を1単位とし、1単位未満は切捨てとします。(例：234㎡→200㎡)  
※店舗面積が100㎡未満の場合は100㎡とみなします。

### ②映画配給会社

**映画の終了時刻が21時を越える予定だった常設スクリーン数×2万円×時短率×時短日数**

※上映室を店舗とみなします。  
※この場合の時短率とは、要請期間中、「時短営業により上映できなくなった映画の回数÷本来上映する予定であった映画の回数」をいいます。なお、映画の回数は、終了時刻が21時を越える予定だったスクリーンでの上映回数としてください。

### 【各用語について】

- 自己利用部分：大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分
- 時短率（映画関係以外）：「短縮した時間÷本来の営業時間」
- 短縮した時間：20時より翌日5時までの間において短縮した時間
- テナント事業者：要請対象大規模施設運営事業者との契約に基づき、当該大規模施設の区画を賃借し（要請対象大規模施設の敷地内において当該施設運営者等との契約に基づき、飲食品の移動販売を継続的に行うことも含む）、分譲を受けて、自己の名義等で出店し、当該大規模施設を利用する一般消費者向けに、当該大規模施設の運営者に対して一定の自律性をもって事業を営む事業者、かつ、当該大規模施設が時短営業を行ったことに伴い時短営業を行った店舗を営む事業者
- 特定百貨店店舗：当該店舗の売上が百貨店等といったん計上され、その後分配される場合であって、百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営む店舗

### 【自己利用部分に含めないもの】

- ・テナント事業者等及び特定百貨店店舗の区画
- ・生活必需品の販売等を行う区画
- ・サービス等の提供を直接的に行っていない部分（階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室、公衆電話室、便所、駐車場、事務室、倉庫等）

### ※大規模小売店舗立地法の適用がある施設の特例

→屋内に存する集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積を含めることができます。

※この表は、協力金算定方法の考え方の概要です。要請対象施設であるか否かの考え方ではありません。  
※協力金の申請にあたっては、申請受付要項をご確認ください。  
※協力金の支給対象か否かは、審査によって決定します。